

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 1 日

各 区 長 様

三木市立総合隣保館長

「隣保館だより」の回覧について(依頼)

新緑の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

日頃は、隣保館事業の推進につきまして格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、「隣保館だより」の全戸回覧について、お忙しいところお手数をおかけしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 送付物 隣保館だより 5月号
- 2 送付部数 回覧部数分
- 3 連絡先 三木市志染町吉田 823
三木市立総合隣保館
TEL 82-8388 担当：澤田、橘田

隣保館だより

5月号 No.502

[発行・編集] 令和5年5月1日発行



三木市立総合隣保館 〒673-0501 三木市志染町吉田 823

お問い合わせ

TEL 82-8388

FAX 82-8658

E-mail jinken@city.miki.lg.jp

人権尊重のまちづくりの拠点施設

総合隣保館

1981年4月7日に開館した三木市立総合隣保館は、三木市の「人権尊重のまちづくり」の教育啓発拠点施設として、42年間にわたり地域住民の皆様と共に歩みを進めてきました。「隣保館だより」も500号を突破。本年度も、同和問題をはじめ様々な人権課題の解決に向け、ホットな情報を市民の皆様発信してまいります。



ごあいさつ

三木市立総合隣保館長 福寄 勇

令和5年4月1日付で、総合隣保館の館長に就任いたしました福寄勇です。

このたび館長を拝命し、その重責を鑑みまずと身の引き締まる思いで一杯です。

さて、この3年はコロナの影響で各事業においても中止や規模縮小を余儀なくされましたが、ようやく収束に向かっており、今後はより一層、市民の皆様と協働してさまざまな事業を行い、人権の輪を広げていきたいと思っております。

「隣保館だより」をはじめ、同和教育セミナーや、文化祭など多様な催しや活動を実施することを通して人権啓発を行い、誰もが住みよい社会になるよう、微力ながら取り組んでまいります。

つきましては、皆様の幅広いご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつといたします。

啓発活動

同和教育セミナー (6月)
人権フォーラム (10月)
文化祭での講演会、館外視察：フィールドワーク
年3回

総合隣保館の取組



広報活動

隣保館だより (毎月)
じんけん・こころの小窓 (FMみっきい放送中
水12:30、土8:15)

教養文化事業

隣保館文化祭 (12月)
手芸サークル、きらきら書道教室、茶道教室、エアロビクス、フラワーアレンジメント等 (月1~2回)
子ども教室 (土:年19回、夏休み:10日、遠足:年2回)



図書・DVD貸出

DVD・ビデオ 200本、
図書 4,000冊

貸館事業

大会議室・学習室等

皆様のお越しをお待ちしています

イラスト：(C) こゆり

人権の小窓

(251)

令和5年5月

「マジョリティ特権」という視点

～差別を自分事として考えるために～

「差別」について、みなさんはどのように考えていますか？

偏見や無知によって特定の個人やグループの尊厳を傷つけ、不当に扱ったり不利益を与えることを差別と言います。私たちは学校教育やテレビなどを通して差別について知り学びます。でもどこか他人事になってしまっているのではないのでしょうか？

その原因の一つは差別が「差別されている人の問題」で、「困っている人や弱い立場の人を助けてあげる」という理解になってしまっていることにあると考えます。

今回ご紹介する「マジョリティ特権」という考え方は差別問題を「自分事」として考えるための新しい道筋を示してくれます。

マジョリティとは誰か？

マジョリティとはこの社会における「多数者」や「数が少なくとも優位な立場にある集団に属する人」のことを指します。例えば江戸時代の武士は数の面ではそれ以外の農民等より少数でしたが、社会を動かしたり、物事を決定する権力を持ち、優位な立場にいました。その意味でマジョリティと言えます。反対に少数者や構造的に社会の周辺の立場に置かれた人をマイノリティと言います。

この社会は法律や制度など様々な構造や仕組みの上で動いていますが、そうした構造は多くの場合マジョリティに有利な形で設計されています。例えば結婚という制度を見ると、男性と女性が行うもの、つまり異性愛を前提とした制度になっています。マイノリティ



在日コリアンカウンセリング&コミュニティセンター
(ZAC) センター長(公認心理師/精神保健福祉士)

丸一 俊介

である同性愛の方は「制度から排除されている」と言えます。また、街中を歩いているとバリアフリー化されておらず車いすやベビーカーでは通れない道や使えない施設がまだまだたくさんありますよね。これも街づくりの予算や計画が健常者や大人中心になっていることの現れです。

人種・民族、ジェンダー、性的指向、障害の有無…この社会に生きる人間は、複数のマジョリティ性、マイノリティ性が交錯する存在です。ある面ではマジョリティであってもある面ではマイノリティであるということもあります。

次に示す図をご覧ください。いろいろな軸でマジョリティ性、マイノリティ性を表したものですが、この中でマジョリティの方に属する項目が多ければ多いほど次に述べる「マジョリティとしての特権を多くもっている」と言えます。

☆ 自分のマジョリティ性・マイノリティ性を把握する

アイデンティティ	マジョリティ	マイノリティ
人種・民族	日本人	人種民族的少数者
生まれ・地域	都市	被差別部落 沖縄 地方
身体・精神	健常者	障がい者
ジェンダー	男性	女性
性的指向	異性愛	同性愛、バイセクシュアルなど
性自認	シスジェンダー	トランスジェンダー、Xジェンダー
経済格差(階級)	高所得	低所得

マジョリティ特権とは

「特権」とは「ある社会集団に属していることで労せず自動的に得る優位性のこと（上智大学：出口真紀子教授）」です。努力の成果ではなく、たまたま生まれた社会集団に属することで自動的に受けられる恩恵があるというのです。例えば、

- ① 自分の行きたい場所に身の危険を感じずに行けること。
- ② 自分のルーツについてあれこれ詮索されたり、批判されたりする心配なく、人と関われること。

③ 成人したお互いが望めば結婚し、法的に保障されること。

これらは一見当たり前のように見えて、実はマイノリティにとっては手に入れるのが非常に困難である一方、マジョリティにとっては労せず得られる「特権」です。例えば①はどうでしょうか？夜道を一人で歩くこと、バリアフリーでない施設に行くことなど、女性や障がいのある方にとって行きたい場所に行くことは様々な危険や制約を伴うものです。②は日本に生まれ育った日本人にとっては当たり前であっても、いわゆる「ハーフ」(ミックスルーツ)など他の国にルーツを持つ人にとってはそうではありません。③は前述したとおり、同性愛の方が除外されています。

こうした特権を持っている側にとっては当たり前にある空気のような存在で見えにくいものです。社会学者のケイン樹里安さんはマジョリティとは『この社会にある差別や排除を「気にせずにする人」「気にしないでいられる人」のことである』と述べています。差別されたり制度から排除されたマイノリティは精神的ダメージを受けたり、自信を喪失したり、抗議するといった行動にエネルギーを取られ、日々消耗させられます。

しかしマジョリティは空気のような特権に守られていることに気がついていない、そんな非対称な世界に私たちは生きています。



私は〇〇の特権を持っている

「マジョリティ特権」という考え方をを使って、自分が空気のように受け取っていた恩恵が、実は「自分の属性や立場によって得られた特権」であるという事に気づくことができます。例えば車いすに乗っている方が外出しようとする時、「道の段差は無いか」「車いす用のトイレがあるか」「介助者はいるか」など様々な事を調べ準備しなければなりません。これを「困っている障がい者の問題」ではなく、「健常者である私はどこに行くにも段差や介助を気にしなくてもいい特権をもっている」と言い換えてみます。あるいは、人種・民族的少数者の場合、学校や職場で、自分のルーツや名前、言語や容姿のことで、からかいやいじめの対象になることがあります。これをマジョリティが「私は自分のルーツを否定や見下しの対象にされない特権を持っている」とか「私は友人も学校の先生や職場の上司も自

分と同じルーツの人達に囲まれているという特権を持っている」と認識してみましょう。「自分は普通で特別ではない」と思っているにも実はマジョリティ集団に属していることで様々な場面で優遇され、優位な立場にあることに気づくことができます。

差別の問題を「困っているかわいそうな誰か」の問題ではなく「この社会に生きる自分と自分を取り巻く不公正」の問題として捉えるために、自分の「マジョリティ性」と「特権」に意識を向けてみることを提案します。

特権に気づく事で得られるもの

差別問題に対して差別されている当事者が抗議することは非常に困難で、時間や労力に加え、矢面に立たされたり、SNSで名指しされたり批判されるといった高いリスクを伴います。一方、マジョリティはどうでしょう？マジョリティの特権として「中立的に見られやすい」ことがあります。例えば会社で男性から女性に対するセクハラがあった時、それを見ていた男性が抗議することで、セクハラの問題が男女の対立ではなく「働く人の人権の問題」であることが明確になります。もちろん被害を受けた当事者の声が過小に評価されたり、攻撃の対象となったりすること自体が問題であるわけですが、その構造を変えていくためには、マジョリティ自身が声を上げていくことが必要ですし、被害者本人よりも有利で安全な形で声を挙げるができるという特権があるわけです。また、会社のハラスメントなどを例に挙げれば、管理職など組織の上部にいる人が積極的に改善に取り組むことが大きな力になることが知られています。マジョリティが自ら変わろうとしていくことが差別を是正するとても大きな力になるのです。現状を変えない障壁にもなるが、変革の大きな力にもなる、それがマジョリティの持つ可能性だと言えます。マジョリティが差別を自分事として捉え、自分と自分の属する集団を変えていく一歩を踏み出していくことが求められているのです。

※参考文献

「ふれる社会学」

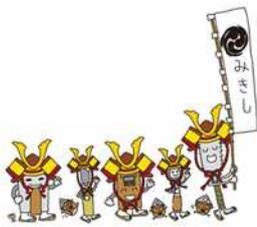
ケイン樹里安 編著 (北樹出版)

「真のダイバーシティを目指して」

ダイアン・J・グッドマン著

出口真紀子 監訳 (上智大学出版)





隣保館カレシダ 5月

イラスト:こゆり(C)

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	月		16	火	経営・職業相談 10:00~
2	火		17	水	
3	水	憲法記念日	18	木	
4	木	みどりの日	19	金	経営・職業相談 10:00~
5	金	こどもの日	20	土	
6	土	茶道教室 9:00~ きらきら教室 13:00~	21	日	
7	日		22	月	エアロビクス 14:30~
8	月		23	火	経営・職業相談 10:00~
9	火	経営・職業相談 10:00~	24	水	
10	水		25	木	手芸サークル 13:30~
11	木	手芸サークル 13:30~	26	金	経営・職業相談 10:00~
12	金	経営・職業相談 10:00~	27	土	茶道教室 9:00~
13	土		28	日	
14	日		29	月	
15	月		30	火	
			31	水	

同和教育セミナー 皆様のご参加をお待ちしています (各回 18:30~20:00)

第1回 6月9日(金) 【会場】三木市立教育センター4F	「部落差別解消過程の現段階と問題克服への課題」 講師: 部落解放論研究会代表 谷元 昭信さん
第2回 6月16日(金) 【会場】青山公民館大会議室	「先輩教師の歩みから学ぶ」 講師: 元小学校長 島田 恒夫さん
第3回 6月23日(金) 【会場】三木市立教育センター4F	「三木の部落解放運動50年の歩み」 講師: 部落解放同盟三木市支部連絡協議会議長 橘田 好正さん

講座生募集

音楽を聴きながら体をゆるめませんか?
エアロビクス講座を開催!

5/22(月)6/14(水)6/26(月) 14:30~15:30

講師 寺坂恵美子さん

対象:どなたでも 参加費:1回 500円

申込: TEL0794-82-8388 fax0794-82-8658

メール jinken@city.miki.lg.jp

【あなたの悩みや心配事を
聞いてくれる人がいます】

「三木市こころの相談窓口」

月曜~金曜:9:00~17:00 祝日は除く

電話番号 **0794-89-2471**

※相談は無料で、秘密は厳守します。

催し物等に関するお問い合わせは総合隣保館 TEL0794-82-8388 まで